

# 宇治抹茶新商品開発・販路開拓支援事業費補助金交付要領

令和2年5月21日2農産第401号農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、府内事業者等が取り組む、京都府産抹茶等の新商品・新サービスの開発及び新たな販路開拓等を行う事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、「府内事業者等」とは、次の各号のいずれかに掲げる事業者をいう。

- (1) 府内で製茶業（荒茶製造を除く）、茶卸売業及び茶小売業を営む茶商工業者
- (2) 府内に本社、支店又は工場等の事業所等がある食品製造・加工事業者及びサービス事業者
- (3) 第1号に掲げる事業者と連携体を組む、府内に事業所等を持たない食品製造・加工事業者及びサービス事業者
- (4) 第1号から第3号に掲げる事業者及びそれらの連携体のほか、宇治茶振興を図る主体として知事が適当と認めたもの

2 この要領において、「京都府産抹茶等」とは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 府内で生産された「てん茶」
- (2) 府内で生産された「てん茶」を府内業者が府内において仕上加工した抹茶

(交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる事業内容、補助額及び補助対象経費は、別表1及び別表2のとおりとする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

(計画の承認申請)

第5条 補助金の交付を希望する者は、別記第1号様式による事業実施計画承認申請を、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請について、別に定める審査会により審査し、承認の可否について、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条第2項により事業実施計画が承認された者は、知事が別に定める期日までに、規則第5条第1項に基づく補助金の交付申請を、別記第2号様式により知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、第6条の規定による補助金の交付申請があった場合、相当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

(補助事業の申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、次に掲げる変更をしようとする場合は、規則第9条の規定によりあらかじめ別記第3号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業主体の追加又は変更
- ウ 事業費総額の30%を超える増減
- エ 事業内容の変更

(遂行状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して15日を経過した日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付決定額の40%に相当する額を上限として、概算払により交付することができる

2 補助事業者が概算払を請求する場合、別記第5号様式により申請するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、知事は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用する。

3 第1項の取消しの決定を行った場合には、知事は、その旨を当該補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第14条 前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者が補助金で取得又は効用の増加した財産（1件当たり50万円以上）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省）の定める耐用年数の間は、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件に交換し、又は債務の担保の用に供することを制限するものとする。

(産業財産権に関する届出)

第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新

案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度の終了後 3 年間以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記第 6 号様式による産業財産権取得等届出書を知事に提出しなければならない。

（販売状況の報告）

第 17 条 補助事業者は、補助事業により開発された商品等の販売状況について、事業実施年度の終了後 2 年間、毎年 3 月末までに別記 7 号様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の経理等）

第 18 条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（成果の報告）

第 19 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を報告させることができるものとする。

（その他）

第 20 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施された事業について適用する。

別表 1（事業内容及び補助率）（第 3 条関係）

交付対象	内 容
事業内容	<p>府内事業者等が京都府産抹茶等を利用し、市場ニーズに適応した創意工夫ある新商品・新サービスの開発等の実現のため、次に掲げる①及び②の事業を実施</p> <p>（ただし、同一事業について国庫補助金若しくは府補助金を受けている又は受けることが決定している場合は除くものとし、本事業の交付決定後も同様とする。）</p> <p>①研究開発事業：京都府産抹茶等を活用した新商品・新サービスの開発</p> <p>②販路開拓事業：研究開発にフィードバックする市場調査活動や事業化に向けた販路開拓活動（ただし営利活動は対象としない。）</p>
事業費 及 び 補 助 額	<p>○事業費：1 件当たり事業費 600 万円（目安） 下限事業費 200 万円</p> <p>○補助額：補助対象経費の 1 / 2 以内 （ただし原材料費のうち、京都府産抹茶等に係る費用は 10 / 10 以内）</p>

別表2（補助対象経費）（第3条関係）

補助対象経費は、事業の実施に必要な経費として、以下の区分及び経費項目に明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額、時期、内容等が確認できる次に掲げる経費とする。

区 分	経費項目
① 研究開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料費（ただし、原材料（茶）は、すべて京都府産抹茶等とすること）</li> <li>・機械装置・器具費（ただし、試作開発のために必要不可欠なものに限ること。また原則、リース・レンタルとすること）</li> <li>・外注・委託費（市場調査、技術コンサルタント料、加工費、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費等）（ただし、補助対象事業の核となる要素すべてを委託することはできない）</li> <li>・外部学識経験者等の専門家への謝金、旅費</li> <li>・産業財産権等取得費（産業財産権取得に要する弁理士手続に関する費用等）</li> <li>・その他事業実施に必要不可欠で補助対象として特定できるもの</li> </ul>
② 販路開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費（市場調査、技術コンサルタント料等）</li> <li>・広告宣伝費（試作品等の広告宣伝、パンフレット、ホームページ作成費等）</li> <li>・出展費（試作品等を出展するための展示会等の会場費や出展料等）</li> <li>・その他事業実施に必要不可欠で補助対象として特定できるもの</li> </ul>

以下の経費は補助対象から除く。

- (1) 令和2年4月1日より前に発注、購入、契約又は事業期間終了後に納品されたもの
- (2) 申請内容が①研究開発事業と②販路開拓事業のいずれかの場合。また、②販路開拓事業において商品化時の営利活動が含まれている場合
- (3) 人件費、汎用性の高い物品（パソコン、通信機器、調理器具、車両など）の購入、飲食接待費、租税公課（消費税など）、振込手数料など